

三重県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱

(目的)

第1条 三重県における多様な居場所づくりやゆるやかなつながりづくりに取り組む支援組織や団体等の連携を強化することにより、望まない孤独・孤立の予防の推進につなげることを目的に、三重県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「ここ三重ネットワーク」(以下「プラットフォーム」という。)を設置する。

(活動内容)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 孤独・孤立対策に関する取組等の情報共有、相互啓発活動
- (2) 孤独・孤立対策に関する住民への情報発信、普及啓発活動
- (3) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(プラットフォームへの参画)

第3条 プラットフォームへの参画を希望する団体等は、三重県に対して別途定める方法により申込みを行うものとする。

2 三重県は、申込内容について次の各号に掲げる事項等を確認し、参画が適切であると認める場合に、会員としてプラットフォームへの参画を認める。

- (1) 三重県内において、孤独・孤立対策に関連する取組を現に行っている、又は、今後行おうとしている団体等であること
- (2) 孤独・孤立問題に関心を有する団体等であること
- (3) 宗教的又は政治的活動を目的とした団体等でないこと
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
- (5) 公序良俗に反する行為や違反行為がないこと

(プラットフォームからの退会・除名)

第4条 プラットフォームを退会しようとする団体等は、退会の意思を書面により三重県に届け出、任意に退会することができる。また、団体等が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、三重県は職権により除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれない場合
- (2) 本要綱に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
- (3) 団体等が解散又は営業を停止したとき
- (4) その他プラットフォームの運営にあたり、重大な支障が生じると認められたとき

(会費)

第5条 プラットフォームの参画時の費用及び年会費は無償とする。

(事務局)

第6条 プラットフォームの事務局を、三重県子ども・福祉部地域福祉課に置く。

(その他)

第7条 本要綱に定めがあるもののほか、プラットフォームの運営等に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和9年3月1日から施行する。